

2024/12/17

参加申込者 様

えんがわ「悠々自適の会」

自治会長 矢野 博

終活勉強会(第九回)の開催について

第九回勉強会を下記にて開催させていただきますので、ご出席方、宜しく申し上げます。今までの講義で疑問点・質問等御座いましたら、お気軽に質問表を提出して下さい。

今回は、前回、レッスン18の「高齢者の医療と意思表示」の確認テストをしていませんでしたので、確認テストと、レッスン19&20の死後の手続きを学びます。

記

- (1)開催日時 12月22日(日) 9:30~11:30予定
- (2)開催場所 川間台自治会館
- (3)勉強内容 ①レッスン18 「高齢者の医療と意思表示」の確認テスト
②レッスン19 「死後の手続き:死亡届の提出・必要書類の準備」
③レッスン20 「死後の手続き:社会保険や税金の手続き等」
以上

[配布資料]

- ①レッスン19説明資料
②レッスン20説明資料

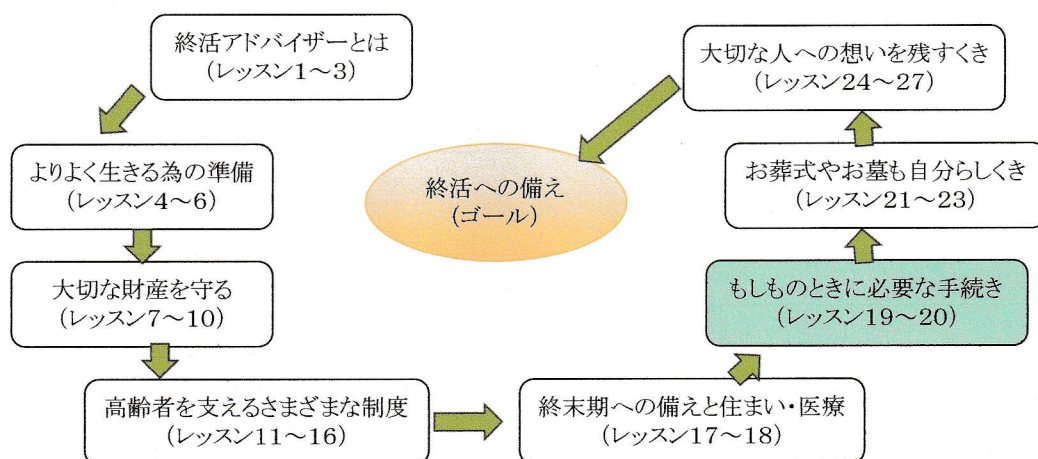
- 出席時は、常に、参考資料として配布済の「エンディングノート」・「高齢者福祉のご案内」等は、持参して下さい。
- 説明資料は、空白欄がありますので、口頭説明されるポイント等を説明資料にメモしてください。
- あと少しです。頑張りましょう！

終活勉強会(レッスン19)

開催者：悠々自適会(「えんがわ」)

協賛：川間台自治会

就活勉強会全体構成



VI もしものときに必要な手続き

レッスン19: ①死後の手続き(死亡届提出、必要書類の準備等)

《このレッスンで学ぶこと》

- ①死後の手続きの流れ
- ②死後の手続きに必要な書類
- ③名義変更や解約、返還が必要なもの

VI もしものときに必要な手続き

レッスン19: ①死後の手続き(死亡届提出、必要書類の準備等)

《死後の手続きを確認する》

- 死後の手続きは、お葬式・お墓関係、届出関係、相続・税金関係の3つの分野に分けて考えると良い。

死後の手続き一覧表 ⇒ **資料19-1**

VIもしものときに必要な手続き

レッスン19:①死後の手続き(死亡届提出、必要書類の準備等)

《死後の手続きを確認する》

- 手続きは優先順位をつけて行う

資料19-1を参考に行うと良い。

(注)保険法では、保険金請求期限は死後3年以内と定めているが、死亡保険金をお葬式費用にあてたい場合は、すぐに請求しても良い。

VIもしものときに必要な手続き

レッスン19:①死後の手続き(死亡届提出、必要書類の準備等)

《死後の手続きを確認する》

- まずは死亡届の提出から

(1)死亡診断書・死体検案書

☞ 医師に死亡診断書を書いてもらう

(2)死亡届

☞ 必要事項を記入し、7日以内に提出する

注:提出時、火葬許可書を入手すること!

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン19:①死後の手続き(死亡届提出、必要書類の準備等)

《死後の手続きに必要な書類》

●よく使う書類

⇒ 戸籍謄本 ・ 住民票 ・ 印鑑証明書の3つ。

●戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の取得方法

☞ 故人の戸籍謄本は、故人の本籍地の市区町村役場で取得

☞ 相続の手続きでは、故人が生まれたときから亡くなったときまでのすべての戸籍謄本が必要となる。

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン19:①死後の手続き(死亡届提出、必要書類の準備等)

《死亡を証明する書類とは?》

●死亡したことが書いてある戸籍謄本または除籍謄本

●死亡したことが書いてある住民票または除票

●死亡診断書(死体検案書)

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン19:①死後の手続き(死亡届提出、必要書類の準備等)

《戸籍謄本の取得方法》

- 故人の戸籍謄本は、故人の本籍地の地区町村役場で取得する
- 相続の手続きには、故人が生まれた時から亡くなった時までのすべての戸籍謄本が必要となる。

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン19:①死後の手続き(死亡届提出、必要書類の準備等)

《改製原戸籍と除籍について》

- 戦後、戸籍は2回変わっています。

1回目 ⇨ 1948年 新戸籍法(家単位 ⇨ 夫婦単位)

2回目 ⇨ 1994年 コンピュータ管理へ移行

※戸籍法改正以前の戸籍を改製原戸籍という。

※戸籍に登録されている人全員が転籍または死亡・結婚し、誰も残っていない場合は、除籍として管理される。

VIもしものときに必要な手続き

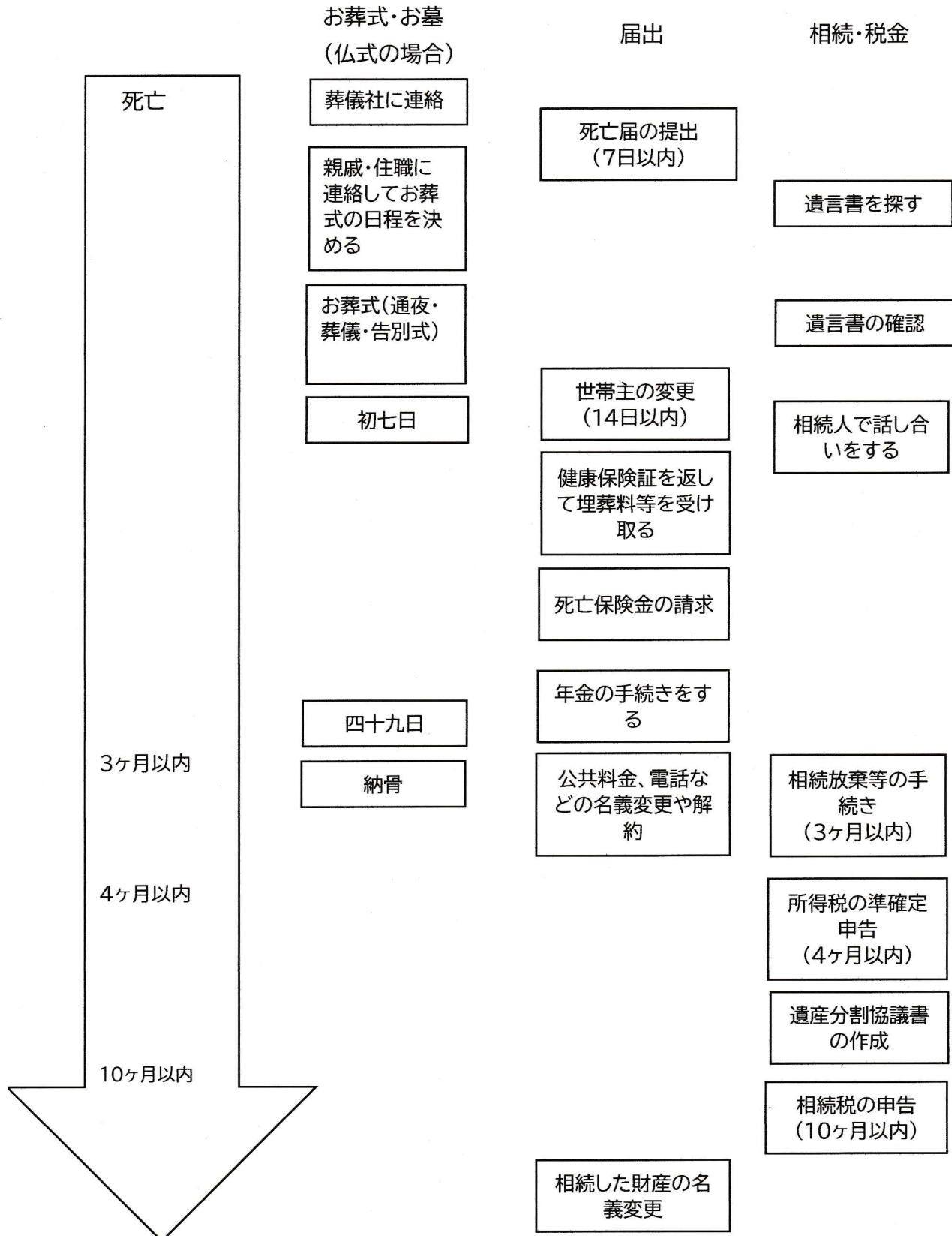
①死後の手続き(死亡届提出、必要書類の準備等)

《名義変更・解約・返還》

- 世帯主の変更
- 公共料金や電話など
- 運転免許証やパスポートなど
- 賃貸住宅等
- クレジットカードや各種会員証

死後の手続き一覧表

【死後の手続き一覧表】



1938(昭和13)年生まれ、結婚や転籍を経て2016(平成28)年になくなった人の例

調査の流れ

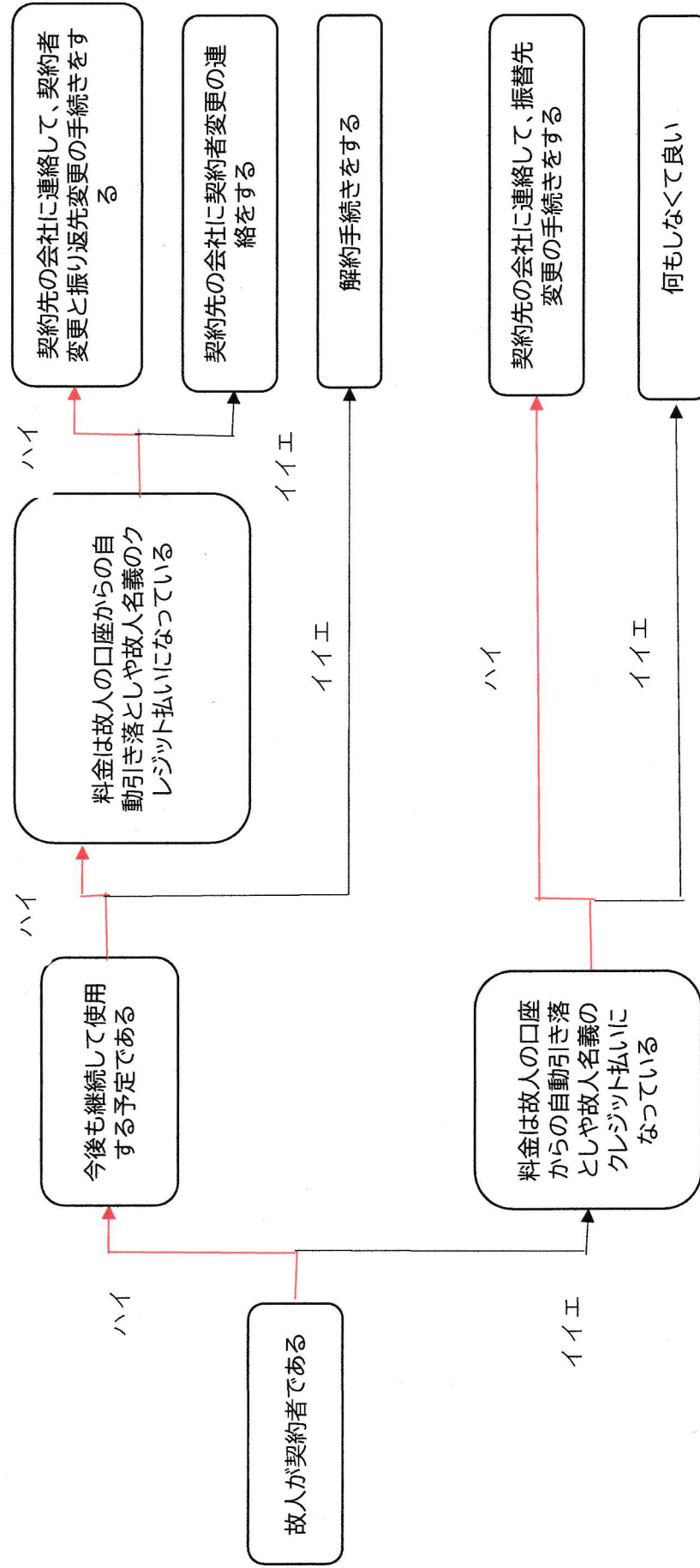
出来事 1938(昭和)3年 1957(昭和32)年 1965(昭和40)年 1978(昭和53)年 1994(平成6)年 2016(平成28)年

誕生 頃、戸籍改製 結婚 転居に伴い本籍移転 頃から戸籍改製 死亡

本籍地	A市 (2つの戸籍)	B市 (1つの戸籍)	C市 (2つの戸籍)

戸籍	出生が記載された 戸籍	新法施行による 新たな戸籍	婚姻届け提出による 新たな戸籍	転籍届提出による 新たな戸籍	死亡届提出により死亡した ことがわかる戸籍
	最終的に出生届に たどりつく	ここ戸籍により 転籍前の本籍がA 市と判明	ここ戸籍により 転籍前の本籍がB 市と判明	ここ戸籍により 転籍前の本籍がB 市と判明	死亡したC市から 戸籍調査スタート

公共料金などの変更・解約手続き

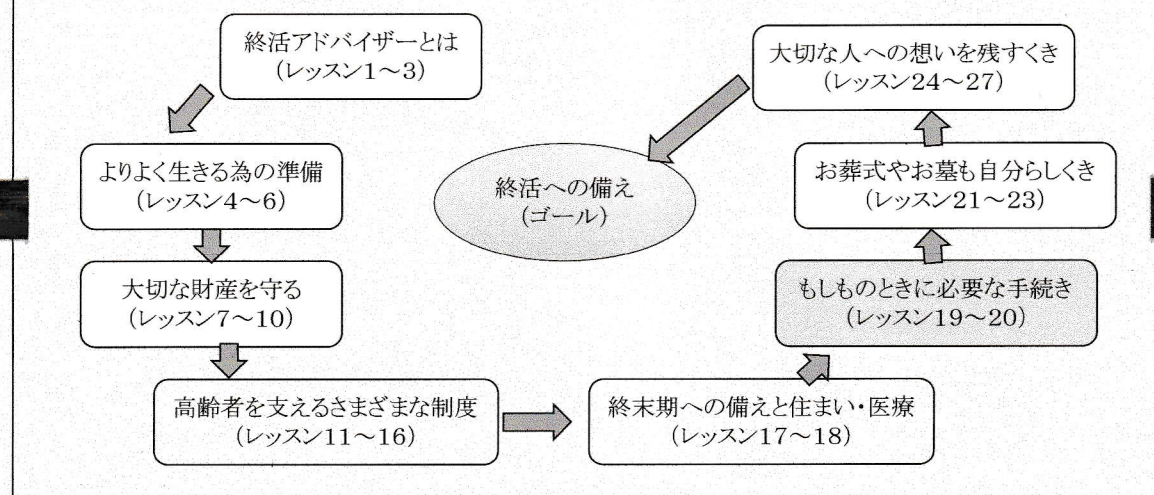


終活勉強会(レッスン20)

開催者：悠々自適会(「えんがわ」)

協賛：川間台自治会

就活勉強会全体構成



VIもしものときに必要な手続き

レッスン20:②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《このレッスンで学ぶこと》

- 死後に必要な社会保険関係の手続き
- 保険金等の請求
- 遺産分割後に行う手続き

VIもしものときに必要な手続き

レッスン20:②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《公的医療・公的介護保険の手続き》

公的医療・公的介護保険の種類	手続き先
国民健康保険 後期高齢者医療制度 介護保険	自治体
健康保険 共済組合	勤務先または加入している健康保険や 共済組合などの事務局

VIもしものときに必要な手続き

レッスン20: ②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《公的医療・公的介護保険の手続き》

●葬祭費や埋葬料

申請 ☞ 期限 ☞ 葬儀を行った日の翌日から2年以内

●医療費や介護費の払い戻し

- ・医療費や介護費の自己負担額が多額になった時に払い戻される制度として、高額療養費、高額介護サービス費等がある。
- ・本人が亡くなった後でも請求できる

VIもしものときに必要な手続き

レッスン20: ②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《年金等に関する手続き》

●老齢年金を受け取っていた場合

☞ 受給権者死亡届を提出して、年金受給を停止する。

●もらっていない年金を請求する

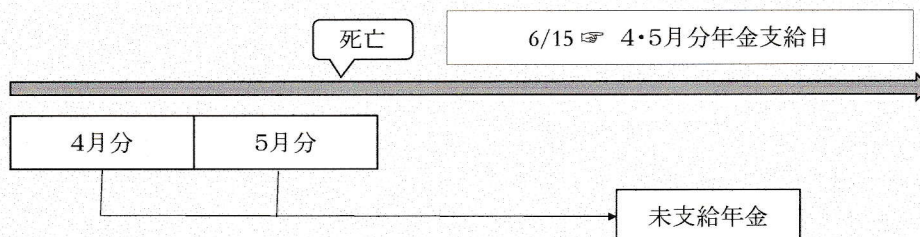
☞ 年金は死亡した日を含む月の分まで支給される。

☞ 受け取れる人は、生計を同じくしていた配偶者・子・父母等

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン20: ②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

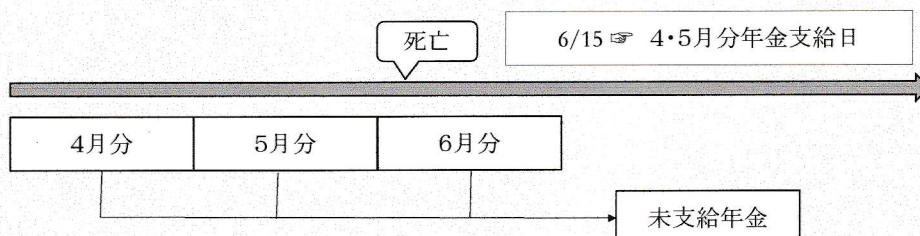
- 5月30日に死亡した場合



Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン20: ②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

- 6月2日に死亡した場合



※支給日より前に亡くなっている為、銀行口座が閉鎖されると未支給年金になる。

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン20:②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《年金等に関する手続き》

●遺族年金の請求

☞ 受け取れる遺族年金の種類により異なる。(レッスン26)

●配偶者のある人が厚生年金加入中に亡くなった場合

☞ 国民年金の第3号被保険者の資格がなくなるので、第1号被保険者となる手続きが必要となる。

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン20:②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《年金等に関する手続き》

●工作中的のケガなどで亡くなった場合(労災手続きをとる)

☞ 労災とは労働者災害補償保険のことで、遺族(補償)年金または遺族(補償)一時金と葬祭料が給付される。

☞ 手続きは、勤務先を管轄する労働基準監督署へ申請する。

☞ 申告期限は、遺族補償年金等は死亡の翌日から5年以内、葬祭料は2年以内。

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン20: ②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《税金の申告が必要な人》注: 期限が過ぎて申告 ☞ 無申告加算税!

●亡くなった年に一定額以上の収入があった場合

- ☞ 一定額とは、年金収入が400万円以上の場合や、年金以外の所得が20万円を超えている場合をいう。
- ☞ 相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内に、税務署へ申告する。これを準確定申告という。

※準確定申告が不要な場合でも、申告することで税金が戻ることもある。

(例) 死亡日までに一定額以上の医療費を支払っていた場合には、医療費控除を申請することで払い戻される。

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン20: ②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

●相続税がかかる場合(相続税 ☞ レッスン24)

- ☞ 相続税には様々な特例があるので、それらを適用すると実際には税金がかからない人が多くなるので、特例を申告した方がよい。
- ☞ 相続税の申告が必要かどうかわからない場合は、税理士や税務署に確認する。
- ☞ 相続税は、相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に申告し、納付しなければならない。

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン20: ②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《その他の手続き》

①生命保険、損害保険の請求

ア) 死亡保険金の請求

注: 請求期限は、保険法で死後3年となっているが、保険会社により異なる場合もあるので確認が必要。

イ) 入院給付金等の請求

☞ 死亡前に入院や手術をしていた場合、死亡後でも請求できる。

☞ これは相続財産になるので、請求は相続人が行う。

Ⅵもしものときに必要な手続き

レッスン20: ②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《その他の手続き》

②遺産分割が終わってから行う手続き

ア) 預貯金 ☞ 解約手続き

イ) 株式や投資信託 ☞ 口座を相続人へ移す

ウ) 不動産 ☞ 相続による所有権移転登記を行う

エ) 自動車 ☞ 陸運局で名義変更手続きを行う

オ) 会員権 ☞ 退会・脱会または名義変更を行う

VIもしものときに必要な手続き

レッスン20: ②死後の手続き(社会保険や税金の手続き等)

《その他の手続き》

カ) 亡くなった人が契約書の生命保険

- ☞ 相続財産になるので、相続人の誰かが引き継ぐか、解約する。

キ) その他の財産

- ☞ 名義変更や登記をしなくても良いものは相続人が引き継ぐ
- ☞ 絵画等値打ちのあるものは、相続税の対象になるので、相続税の申告が必要。